

資料編

【実習担当教員講習会・実習指導者講習会】

試行講習会要項・試行講習会資料

【演習担当教員講習会】

試行講習会要項・試行講習会資料

【ICT 活用・養成校 BCP 検討部会】

新型コロナウイルス感染症対策下における ICT 導入・活用状況ならびに BCP 策定状況に関する調査 調査票

【知識アプデ合同研修企画部会（学び直し合同研修企画部会）】

コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）

実施要項・広報媒体（ポスター・チラシ）

講義部分映写資料

【調査部会】

社会福祉士・精神保健福祉士養成校への調査票及び鑑文

実習・実習指導担当教員への調査案内及び質問項目

実習指導者講習会修了者への調査票及び鑑文

模擬試験受験者への調査票

自治体への調査票及び鑑文

厚生労働省令和二年度

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
【社会福祉士・精神保健福祉士実習担当教員試行講習会】

実習指導概論

北星学園大学 伊藤 新一郎

実習指導概論の内容案

関係通知を踏まえつつ、新カリキュラムに対応した内容として

①SW専門職としての社会福祉士及び精神保健福祉士制度の意義と役割

②SW実習の目標・意義

③「講義－演習－実習」の学習循環を踏まえた実習指導の展開

④SW実習科目の構成と実習施設・機関の理解

⑤SW実習担当教員の役割

⑥SW実習担当教員に求められる能力

⑦ソーシャルワーク実習での個別的な実習体験を一般化する重要性

①②は実習担当教員と実習指導者で共通の内容

国家資格制度の概要

【社会福祉士】

- 1987年に創設された福祉専門職の国家資格制度
- 根拠法は「社会福祉士及び介護福祉士法」
- 登録者数は約25万人
- 職能団体は「公益社団法人日本社会福祉士会」(JACSW)
- 会員数は約4.2万人

【精神保健福祉士】

- 1997年に創設された精神保健福祉領域の国家資格制度
- 根拠法は「精神保健福祉士法」
- 登録者数は約9万人
- 職能団体は「公益社団法人日本精神保健福祉士協会」(JAMHSW)
- 会員数は約1.0万人

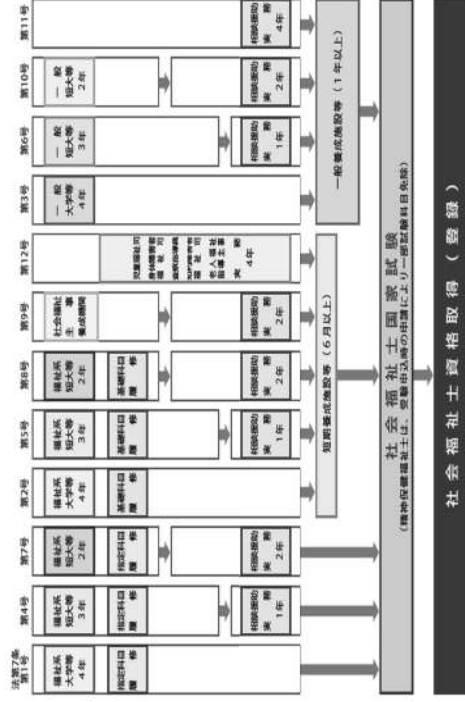
ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士の法的定義

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)
第二条(定義)

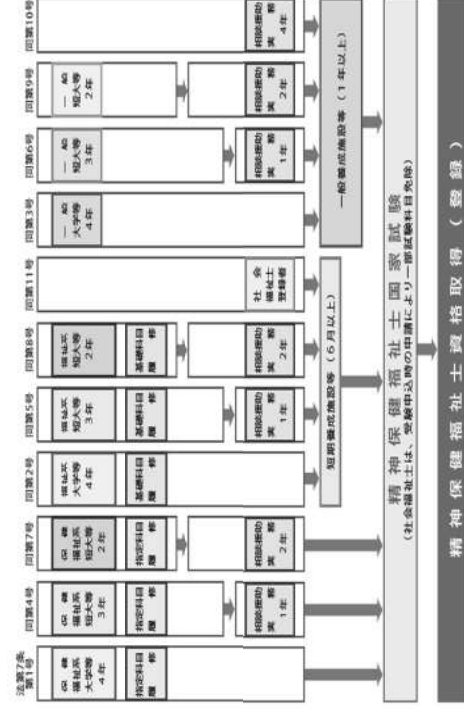
この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

社会福祉士国家資格の取得ルート



出所:公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士国家試験 受験資格(資格取得ルート図)」

精神保健福祉士国家資格の取得ルート



出所:公益財団法人社会福祉振興・試験センター「精神保健福祉士国家試験 受験資格(資格取得ルート図)」

精神保健福祉士の法的定義

精神保健福祉士法 (平成9年12月19日法律第131号)
第二条(定義)

この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。)の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

○ ソーシャルワークには様々な機能が有り、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいと共に暮らし、高い誇りを持つことができる社会

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
 - 地域全体の課題の発見
 - 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
 - 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
 - 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
 - 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
 - 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
 - 地域アセスメント及び評価
 - 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり
 - 情報や意識の共有化
 - 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
 - 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
 - 人材の育成に向けた意識の醸成
- 地域社会の一員であるということの意識化と牽制化
 - 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
 - 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
 - 地域住民のエンパワメント
 - 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
 - 担い手としての意識の醸成と機会の創出
 - 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
 - 地域住民と社会資源との関係形成
 - 新たな社会資源を開発するための提案
 - 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

養成課程における教育内容等の見直しの背景

✓ SW専門職として社会福祉士・精神保健福祉士に求められる実践能力

- ① 地域共生社会の実現に向けて複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築が重要であることを踏まえ、ソーシャルワークの専門職として、これらの体制を構築するために必要となる実践能力
- ② 個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネートや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション(交渉)、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える実践能力

出 所：「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」より（社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018年）

教育内容等に関する見直しのポイント

(3) 包括的相談支援体制の構築について学ぶ科目の創設

★ 地域福祉と包括的支援体制(社会・精神共通：60時間)

- 「分野横断的横串し科目」として重要な位置づけ
- 「地域共生社会」に実現に向けて社会福祉士・精神保健福祉士に求められる役割の理解

- 分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制

の構築について学ぶ講義科目

教育内容等に関する見直しのポイント

(1) 「相談援助」は「ソーシャルワーク」へ変更

- ・社会福祉士・精神保健福祉士をソーシャルワーク専門職として養成することがより明確化

(2) ソーシャルワークに関する講義・演習科目の共通化

- ・ソーシャルワークの基礎と専門職(30時間)
 - ・ソーシャルワークの理論と方法(60時間)
 - ・ソーシャルワーク演習(30時間)
- 社会福祉士・精神保健福祉士で共通の内容を学ぶ

教育内容等に関する見直しのポイント

(4) 社会福祉士「ソーシャルワーク実習」の時間増(240時間)

- ・ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の实習施設において180 時間以上行うことを基本とすること。

ア ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。

イ 180 時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。

出 所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(元文科高第1122号、社援発0306第23号、令和2年3月6日)

教育内容等に関する見直しのポイント

✓社会福祉士養成においてソーシャルワーク実習を機能の異なる2ヶ所以上の実習施設等で行うことの意味

①複数の実践現場での実習を経験することによって、多様な場・形態でソーシャルワーク実践が存在することを理解する。

②①の理解を踏まえた上で、ソーシャルワーク実践を支える価値・知識・技術は分野・領域の違いにかかわらず共通していることを理解する。

→ ソーシャルワーク専門職である社会福祉士はジェネラリストである

教育内容等に関する見直しのポイント

(7)「講義－演習－実習」の学習循環の構築

SWの専門的援助技術を総合的かつ実践的に習得する

講義：理論等の知識の蓄積

演習：知識の活用方法等を実践的に習得(知識の技術への転換)

実習：知識・技術の適切な活用・応用、実践上の課題の発見

→ ソーシャルワーク専門職として必要な実践力を習得

・ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習(専門)の実施に当たっては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえる。

・養成カリキュラムの指定科目のみならず、養成校における他科目(講義・ゼミ等)や課外活動(ボランティア等)も含めた連結・循環による教育展開が必要となる。

教育内容等に関する見直しのポイント

(5)精神保健福祉士「ソーシャルワーク演習」の時間増

・ソーシャルワーク演習(専門)の時間数

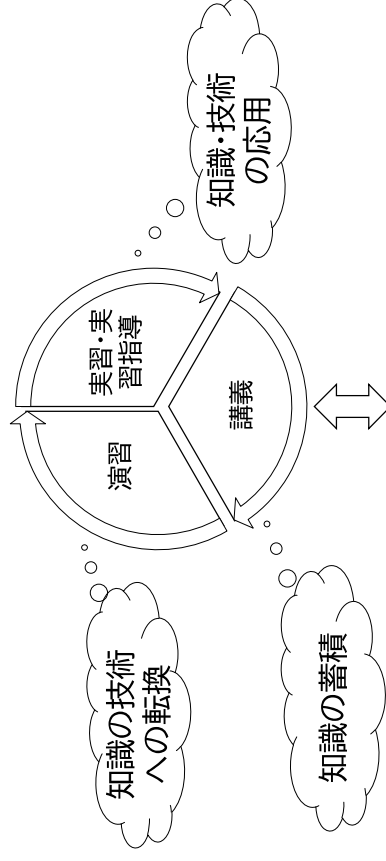
改正前:60時間 → 改正後:90時間

(6)精神保健福祉士養成の中核を成す科目の創設

★精神保健福祉の原理(60時間)

→ 精神保健福祉の理念・視点・関係性等の基礎的な枠組、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割についての理解

「講義－演習－実習」の学習循環イメージ



指定科目外の講義、ゼミ、課外活動等

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2021)『ソーシャルワーク実習指導・実習(社会専門)』中央法規、3頁

新カリキュラムにおけるSW関係科目

【社会福祉士】

- <実習>
 ・SW実習(240h)
 ・SW実習指導(90h)
 <演習>
 ・SW演習(専門:120h)
 <講義>
 ・SWの基盤と専門職(専門:30h)
 ・SWの理論と方法(専門:60h)

【精神保健福祉士】

- <実習>
 ・SW実習(210h)
 ・SW実習指導(90h)
 <演習>
 ・SW演習(専門:90h)
 <講義>
 ・SWの理論と方法(専門:60h)

共通:SWの基盤と専門職(30h)・SWの理論と方法(60h)SW演習(30h)

ソーシャルワーク実習とは

- ①ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士・精神保健福祉士を養成するための要となる科目・教育機会である。
- ×単なる見学・体験学習、ボランティアの延長、個人的な社会経験を積む場ではない
- ソーシャルワーク専門職の養成という明確な目標志向性
- ②SWの価値・知識・技術に基づく実践能力の修得を目指す。
 ・厚生労働省通知の「ねらい」と「教育に含むべき事項」
 → ソ教連「ガイドライン」でより具体的に内容を例示

ソーシャルワーク実習とは

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程がソーシャルワーク専門職養成を志向した教育として展開されるならば、その一部である「ソーシャルワーク実習」は、学生が一定の専門的水準を有するソーシャルワーク実践の現場に身を置くことによって(臨床参加型)、実習先である施設・機関の理解、組織内の社会福祉士・精神保健福祉士の位置・役割の理解を含めつつ、そこで展開される実践行動(performance)を現場の実践過程と照合することで、事前の学びを踏まえた価値・知識・技術の総体としてのソーシャルワークの実践能力(competence)の獲得を目指すものである(目標志向型)。

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2021)「ソーシャルワーク実習指導・実習(社会専門)」中央法規、104頁

ソーシャルワーク実習の意義

- ①「実践の学問」である社会福祉学の学びは、ソーシャルワークの実践及び実践現場との関係を抜きにしては成り立たない。
- ②実習は社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践とを統合的に学ぶ機会となる。
- ③ソーシャルワークの方法や技術も、講義や演習だけで学べるものではなく、現任のソーシャルワーカーの動きから、また自らが現場に身を置くことで実践的経験的に習得できるものである。

出所：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2020)「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」3頁

ソーシャルワーク実習の意義

✓ 実習指導者にとって「後継者の育成」という意義がある

ソーシャルワーカーの倫理綱領(2020年6月)

倫理基準

IV 専門職としての倫理責任

6. (教育・訓練・管理における責務) ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。

ソーシャルワーク実習の意義

精神保健福祉士の倫理綱領(2018年6月18日)

◆ 倫理基準「専門職としての責務」

(1) 専門性の向上

b スーパービジョンと教育指導に関する責務

1) 精神保健福祉士はスーパービジョンを行う場合、自己の限界を認識し、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づいた指導を行う。

2) 精神保健福祉士は、専門職として利用できる最新の情報と知識に基づき学生等の教育や実習指導を積極的に行う。

3) 精神保健福祉士は、スーパービジョンや学生等の教育・実習指導を行う場合、公正で適切な指導を行い、スーパーバイザーや学生等に対して差別・酷使・精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

✓ 実習指導者の経験は現任者自身の成長にも寄与する

実習施設・機関の範囲：社会福祉士

✓ 「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」(平成20年11月11日社援発第1111001号本職通知)の一部改正(社援発0306第25号令和2年3月6日)

→ 2020(令和2)年4月1日より適用

・実習施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同じにする等により拡充する

✓ 社会福祉士の実習施設・機関として追加された施設・事業(例)

・都道府県社会福祉協議会、教育機関、地域生活定着支援センターなど

※ 実習施設・機関は実習指導者(=社会福祉士資格取得後、実務3年以上で実習指導者講習会の修了者)がいる施設・機関等でないといけない。

実習施設・機関の範囲：精神保健福祉士

✓ 「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号」及び「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(平成10年厚生省告示第10号)で定める

✓ 「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について」(令和2年3月6日障発0306第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を新設

→ 2020(令和2)年4月1日より適用

・実習施設・機関の範囲と指定施設の範囲(実務経験)とを原則として一致させつつ、実習施設の範囲を拡充する。

※ 実習施設・機関は実習指導者(=精神保健福祉士資格取得後、実務3年以上で実習指導者講習会の修了者)がいる施設・機関等でないといけない。

実習施設・機関の範囲：精神保健福祉士

☑精神保健福祉士の実習施設・機関として追加された施設・事業（例）

・市町村社会福祉協議会、教育機関、地域包括支援センターなど

・精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

ソーシャルワーク実習指導の目標：社会福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習指導（90時間）ねらい】

- ①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。
- ②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。
- ③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的な実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。
- ④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。

ソーシャルワーク実習の目標：社会福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習（240時間）ねらい】

- ①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。
- ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。
- ③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
- ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
- ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習の目標：精神保健福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習（210時間）ねらい】

- ①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。
- ②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。
- ③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習指導の目標：精神保健福祉士

厚労省通知【ソーシャルワーク実習指導（90時間）ねらい】

- ①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。
- ②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。
- ③ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的なかつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。
- ④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ⑤具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

実習・実習指導に関する基本ルール

精神保健福祉士関係通知「7 実習に関する事項」より

- (4) 実習は、相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。
- (5) 実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、90時間以上行うものとする。
- (6) 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している学生については、実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とするものであること。この場合においても、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。
- (7) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号 障発1228第12号 令和2年12月28日）

実習・実習指導に関する基本ルール

- ①実習科目を担当する教員の員数は、実習科目ごとにそれぞれ学生20人以上につき、1人以上とする。
- ②実習先は巡回指導が可能な範囲で選定する。
- ③ソーシャルワーク実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行う。ただし、これにより難しい場合は実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、実習生が養成校において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えない（帰校日指導）。
- ④実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行う。
- ⑤実習計画は、実習施設との連携の下に定める。
- ⑥ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図る。

出所：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正 文科 高第1122号 社発発0306第23号 令和2年3月6日）

実習・実習指導に関する基本ルール

- (8) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習施設等との間で十分に協議し確認を行うこと。
- (9) 実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。
- (10) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
- ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

出所：「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（最終改正：2文科高第883号 障発1228第12号 令和2年12月28日）

ソーシャルワーク実習・実習指導の流れ



社会福祉士@実習担当教員の要件

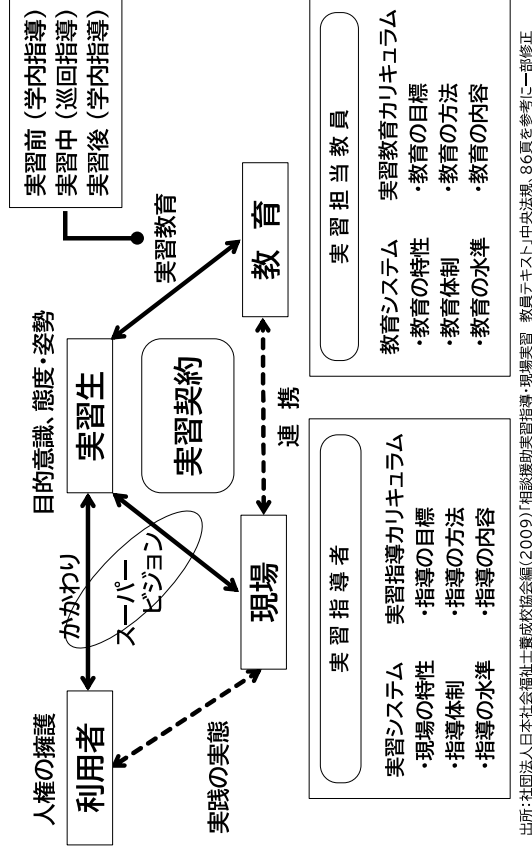
☑実習・実習指導担当教員の能力を担保し標準化を図る

ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導

- (ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- (ウ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ)社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

出所:「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」(最終改正 元文科 高第1122号 社務発0306第23号 令和2年3月6日)

ソーシャルワーク実習の関係図



精神保健福祉士@実習担当教員の要件

☑実習・実習指導担当教員の能力を担保し標準化を図る

実習演習科目における教員の資格要件については、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。なお、実習演習科目を担当する教員は、下記に掲げる要件にかかわらず、精神保健福祉士資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者であることや、習得した知識及び技能を保持するため、科目省令第1条第3項第4号に規定する講習会(以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。)を修了後においても定期的に再受講することが望ましい。

出所:「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」(最終改正:2文科高第883号 博発1228第12号 令和2年12月28日)

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

ア 学校教育法に基づき大学(大学院及び短期大学を含む)及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

イ 学校教育法に基づき専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

オ 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校

教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、アの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

カ 社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第1項第2号イからエまでに掲げる者のいずれかに該当する者(ただし、ソーシャルワーク演習に限る。)

精神保健福祉士@実習担当教員の要件

＜新カリキュラムにおける変更点＞

○ 実習演習担当教員の要件については、引き続きすべての養成施設等が対応できるよう一定の配慮が必要であることから、教員要件の変更は行わないこととするが、**実習演習担当教員の質の向上・担保は重要**である。

○ 実習演習担当教員の質の向上・担保を図るため、実習演習担当教員については、例えば、「精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上の経験を有する者で、かつ、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者が望ましい」「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会については5年ごとに受講することが望ましい」として通知等で養成施設等に配慮を求めることとする。

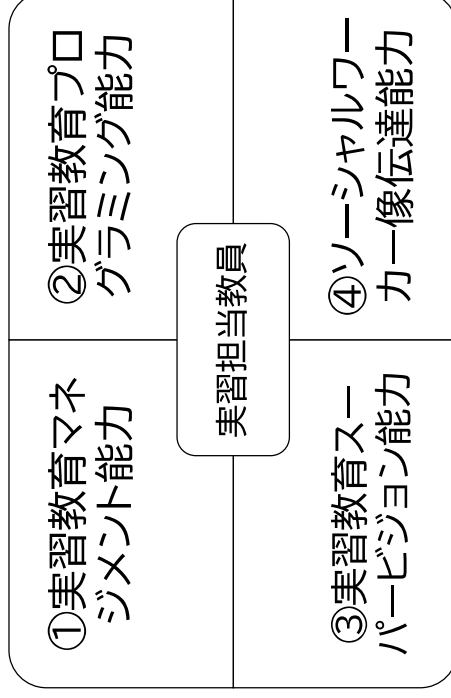
出所：厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」

実習担当教員の役割

- ① 実習先決定(実習に関する契約書類の作成、実習指導者と実習計画案の調整、実習受入れのための確認と調整など)
- ② 実習準備(実習生個人調査や実習計画等の作成指導及び合意(署名)、修正、実習先との事前打ち合わせに向けた準備等)
- ③ 実習中のスーパービジョン(巡回指導・帰校日指導他)
- ④ 実習生のアドボケート
- ⑤ 実習後の指導
- ⑥ 実習科目の評価
- ⑦ 実習施設・機関及び実習指導者との連絡調整(実習前・中・後)

※「実習」の前後には「ソーシャルワーク実習指導」が配置され、そこで学生への必要な指導が行われる

実習担当教員に求められる4つの能力



実習担当教員に求められる4つの能力

【基本前提】

- ✓ **実習教育は養成校と実習施設・機関との連携に基づく**
→ 養成校の実習教育体制をシステム化する必要性
(実習教育は教員の個人技で行うものではない)

- ✓ **4つの能力は実習指導者と教員で共通している**
→ 養成校と実習施設・機関との連携の条件
(双方の認識の共通化し、指導能力を担保する)

※4つの能力について実習担当教員講習会・実習指導者講習会で扱うことにより、実習教育における連携体制の構築に寄与する

実習担当教員に求められる4つの能力

①実習教育マネジメント能力

実習関係3者(あるいは4者)の関係を的確に構築し運営する能力

- ・養成校内におけるマネジメント
- ・個人情報保護に関するマネジメント
- ・実習の流れに応じたマネジメント

②実習教育プログラミング能力

実習前・中・後における教育プログラムを作成する能力

- 養成校としての実習教育プログラムに反映
- ・実習前・中・後の指導内容の組み立て
- ・クラス間での指導内容等の共通化
- ・関連する講義科目との整合性の確保

実習担当教員に求められる4つの能力

③実習教育スーパービジョン能力

実習教育におけるスーパービジョンを実施・展開する能力

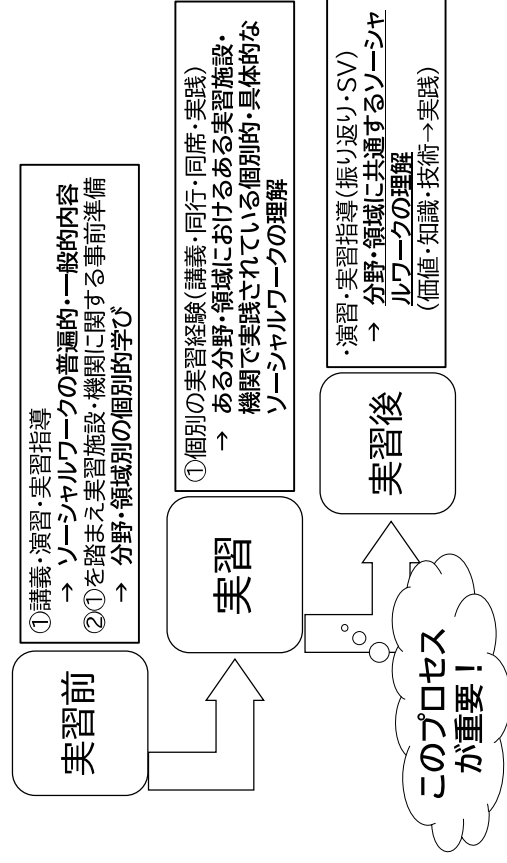
- ・実習スーパービジョンは二重であることから実習指導者との連携が重要
- ・実習前・中・後の一貫したスーパービジョンの実施
- ・実習生の悩み・不安等に対する一般的・具体的な理解

④ソーシャルワーク像の伝達能力

学生に(目指すべき)ソーシャルワーク像を伝達する能力

- 講義・演習・実習によりソーシャルワーク像の統合的理解へ
- ・実習前におけるソーシャルワーク像のイメージ形成
- ・スベンフィックな学びである実習を踏まえたスーパービジョン

個別的な実習体験を一般化する重要性



実習指導概論は以上で終了となります

ご清聴ありがとうございました

実習指導方法論1 ソーシャルワーク実習 マネジメント論

ソーシャルワーク実習担当教員講習会

ソーシャルワーク実習マネジメント論

- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの意義と対象
- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの内容と展開方法
- ソーシャルワーク実習担当教員の役割
- ソーシャルワーク実習教育に活用するツール、書類様式等
- ソーシャルワーク実習教育マネジメントの現状と組織の課題
- ソーシャルワーク実習担当教員のマネジメント能力の向上

ソーシャルワーク実習マネジメント論 の構成

- ・講義(2時間)
- ・演習(4時間)

講義(2時間)

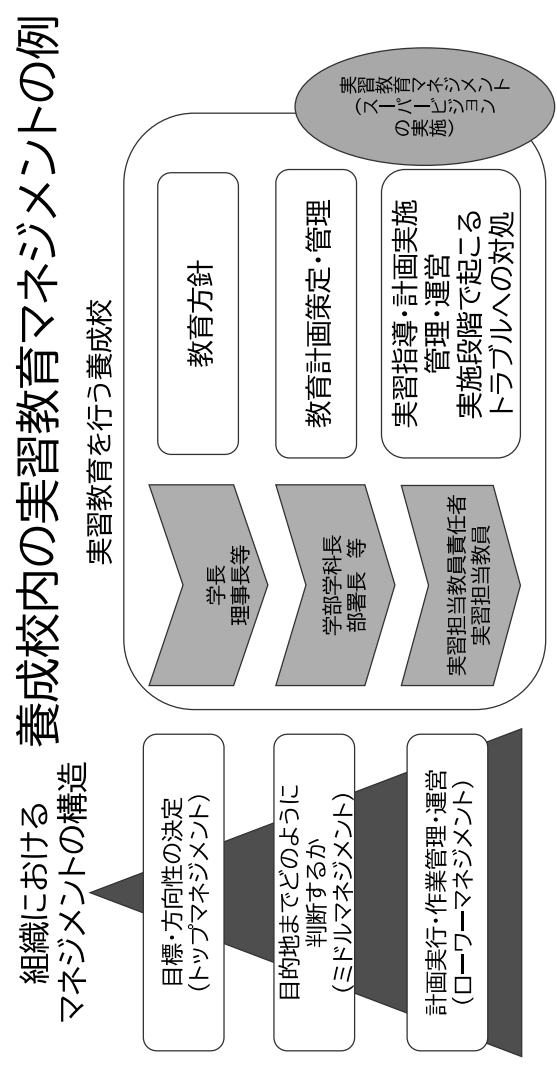
ソーシャルワーク実習教育 マネジメントの意義と対象

実習教育にまつわるマネジメントの問題

- どうすれば、効果的・効率的に実習の目的・目標を達成できるか
- どうすれば、実習生は安心して、安全に実習できるか
- どうすれば、円滑に、効率的に、養成校と実習施設・機関間の書類のやり取りができるか、連絡調整できるか
- どうすれば、実習生やクライエント、実習施設・機関の利益を守りながら、実習できるか
- どうすれば、実習に関係する資源を最大限に活用できるか

実習教育マネジメントとは

- 実習教育マネジメントとは、ソーシャルワーク実習の目的を達成するために、経営資源(人的資源・物的資源・財政的資源・時間的資源(機会)・情報的資源(ノウハウ含む)等)を、効果的、効率的に活用すること
- 具体的には、
 - ① 養成校内のマネジメント
 - ② 実習施設・機関及び関連施設・機関等のマネジメント
 - ③ 養成校と実習施設・機関等の連携・協働におけるマネジメント



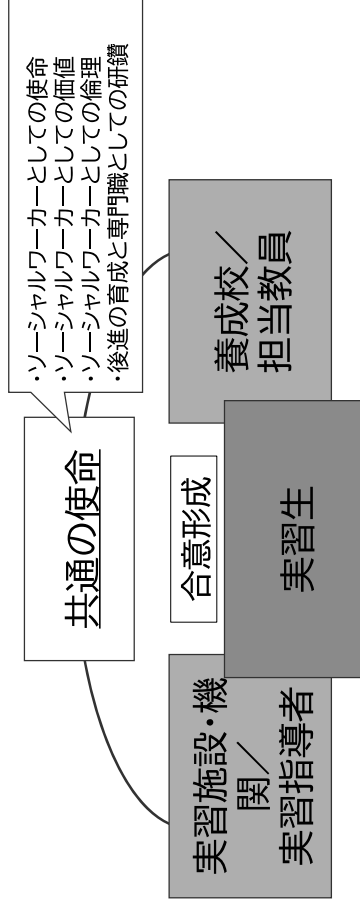
出典：潮谷恵美(2013)「実習担当教員講習会資料 実習指導方法論Ⅰ 実習教育マネジメント」

実習教育マネジメントの基盤

- ①実習先施設・機関と養成校の「共通の使命」の合意形成
- ②信頼のおけるスムーズな実習運営体制と実習指導体制の構築
- ③実習指導者と実習担当教員の協働

①実習施設・機関と養成校の「共通の使命」の合意形成

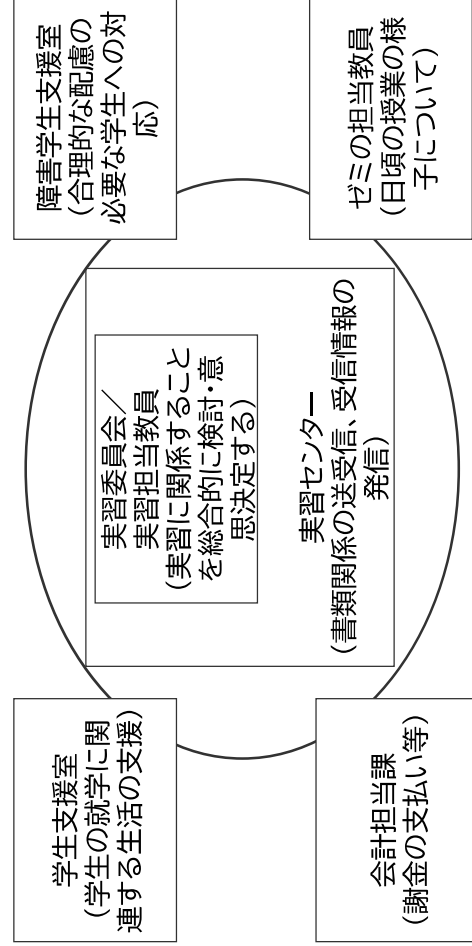
- ・施設・機関と養成校の組織間、実習指導者と実習担当教員で「共通の使命」について合意を形成し、連携・協働して実習指導を進めていく。



②信頼のおけるスムーズな実習運営体制と実習指導体制の構築

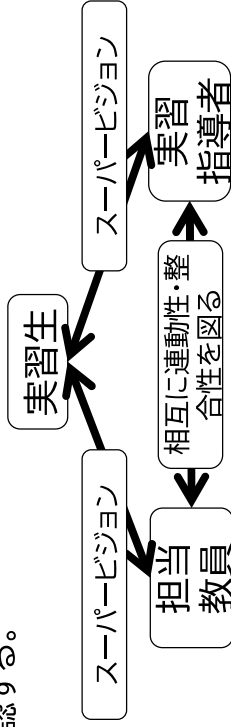
- ・十分な実習指導がなされ、実務的にもスムーズに実習にかかわる業務が遂行され、かつ、実習先や学生からも信頼がおける体制をつくる。
- ・複数クラスで実施される実習指導の内容や進行状況等を確認する。
- ・指導内容や事前訪問、巡回指導、事後指導等、実習施設・機関に対する働きかけに関する養成校としての見解やかかわりを統一する。
- ・実習生からの実習費の徴収、実習先への実習費の支払い、謝礼等の支払い等の妥当性、合理性等について、養成校としての説明責任を果たす。
- ・緊急時への対応など、養成校組織管理責任を明確にする。
- ・養成校には、「実習委員会」等の組織を設置する。

養成校内の実習に関連する組織



③実習指導者と実習担当教員の協働

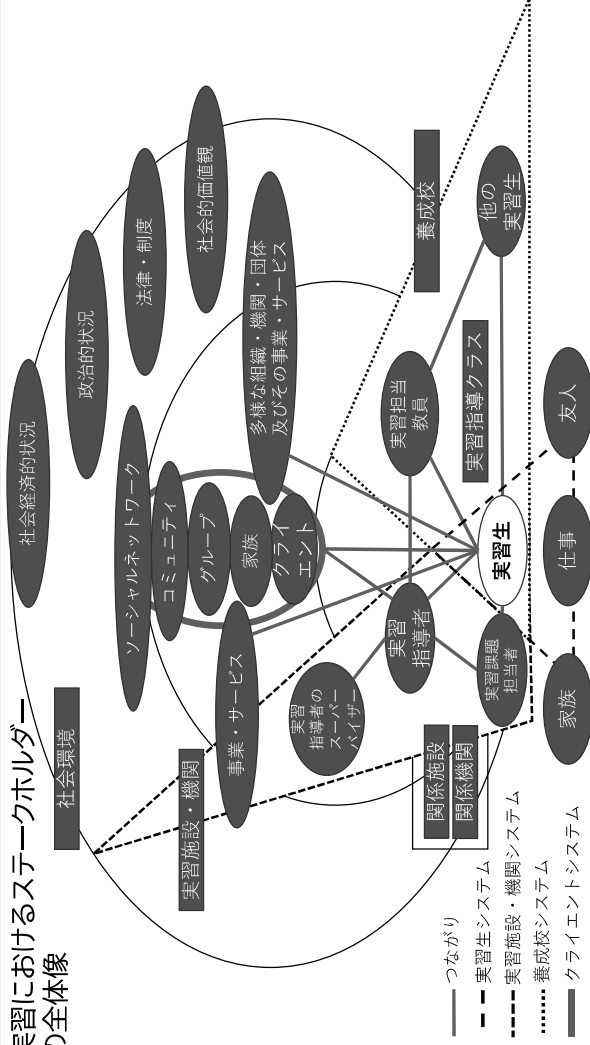
- ・養成校が実習生に対して、実習施設・機関との連動性・整合性を図りつつ、第一義的な教育責任をもつ。
- ・実習施設・機関と養成校の間で契約(協定)を取り交わし、組織対組織の責任の所在と内容を明らかにする。
- ・関係者それぞれの役割と責任と守らるべき権利について相互に確認する。



実習教育マネジメントの対象

- ①養成校システム
 - ー実習委員会
- ②実習施設・機関システム
 - ー実習受け入れ委員会
- ③実習生システム
 - ー個人的な状況が実習に与える影響
- ④クライエントシステムと社会環境システム
 - ーミクロ・メゾ・マクロレベルにおける実習でのかかわり

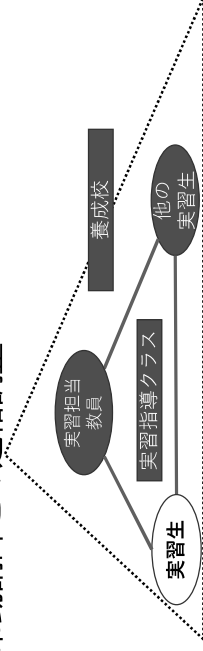
実習におけるステークホルダーの全体像



①養成校システム

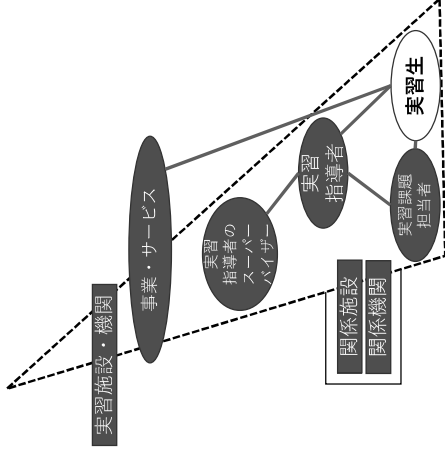
主に、実習指導担当教員がマネジメントする。

- ・実習指導にかかわる養成校内組織(実習委員会等)の公に承認された形での設置と合議による組織の意思決定
- ・実習担当教員間の連携体制
- ・複数の実習クラスと教員が方針や決定を共有
- ・実習指導者との間での連絡調整が可能な関係づくり
- ・実習指導を担当する非常勤講師との連絡調整



②実習施設・機関システム

主に、実習指導者がマネジメントを担当。

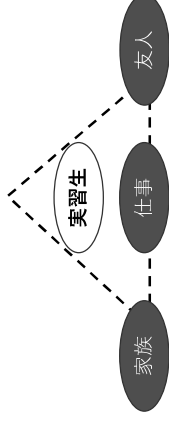


- 実習指導にかかわる実習施設・機関内組織(実習受け入れ委員会等)の公に承認された形での設置と合議による組織の意思決定
- 実習が社会福祉士受験資格要件にあてはまるものか確認。
- 実習を実施するのに適切な環境の整備
- 実習担当教員との間での連絡調整が可能な関係づくり
- 実習施設・機関内の合意形成に向け、実習担当教員が実習指導者をバックアップする。

③実習生システム

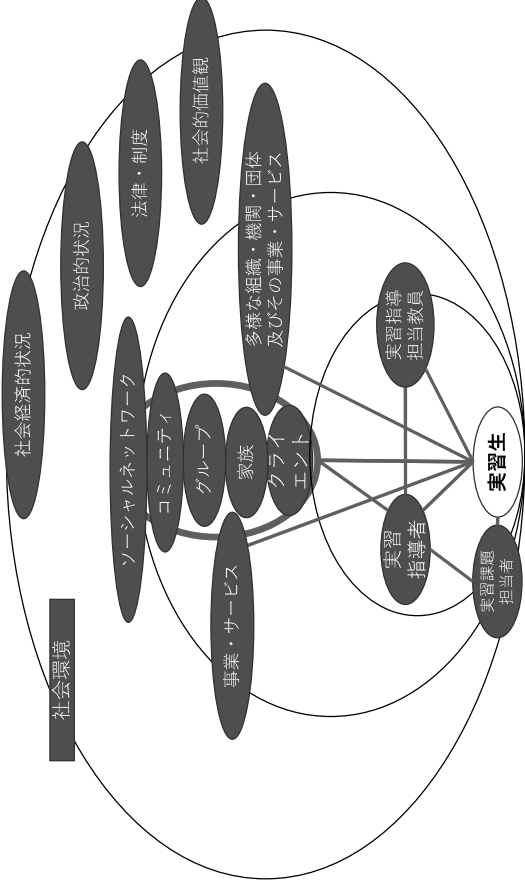
主に、実習生自身がマネジメントする。教員はそのマネジメントをサポートする。

- 実習生自身が、自分自身の状況をマネジメントできているかを、必要に応じて観察する。
- 実習生自身の個人的な状況が実習の効果的・効率的な実施に大きな影響を与えていることを意識する。
- 実習生システムに何が起きているかに注意を払う。



④クライアントシステムと社会環境システム

主に、実習指導者が実習プログラムとの関係でマネジメントする。



ソーシャルワーク実習教育 マネジメントの内容と展開 方法

養成校における実習指導体制の構築

①養成校における実習教育の意義の明確化
ー実習施設・機関に対する組織としての共通認識の形成

②組織内体制、実習教育体制の整備、確立
ー実習にかかわる責任、権限、業務の明確化
ー学生理解、実習展開状況の把握、情報の共有
ー養成校内における必要な相互支援
ー実習にかかわる特別な状況への対応

③個人情報の適切な取り扱い(クライエント等関係者)と個人情報保護(実習生)

④リスクマネジメント

⑤実習指導マニュアルの作成

①養成校における実習教育の意義の明確化 (実習施設・機関に対する組織としての共通認識の形成)

- ・養成校として掲げている人材育成の方針(DP等)と実習の関連を整理し、組織の中での実習の位置づけを確認する。
- ・講義科目(指定科目、独自科目等)・演習(ソーシャルワーク演習の科目、その他の演習科目)と実習とのつながり、学びの循環を確認する。
- ・上記について、養成校内の教員・事務担当者間で共有し、共通認識にする。

②組織内体制、実習教育体制の整備、確立

- ・実習教育の重要性を養成校内で共有する。
- ・実習をめぐって起こる個々の様々な出来事は、実習生個人の責任に帰さず、養成校として責任を負える体制を整備する。
- ・実習センターまたは実習実施に必要な事務体制を確保する。
- ・実習先のクライエントへの責任は実習施設・機関が責任を負うが、養成校としては十分に配慮し、クライエントに不利益が生じないよう協働する。
- ・養成校と実習施設・機関との間では、「組織対組織」の関係づくりをする。
- ・養成校内での責任の所在を明確にするために、役割と担うべき業務の範囲を示した業務分掌を作成し、権限・職務を整理する。
- ・業務分掌に示された担当業務を補い合えるよう、養成校内で連携・協働体制をつくる。

③個人情報の適切な取り扱い (クライエント等関係者)

- ・「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう」(個人情報保護法第2条)
- ・実習施設・機関が「死亡者・生死不明者」の情報を保存している場合は、個人情報と同等の措置を講ずる必要がある。
- ・個人情報は、①個人情報(氏名等)、②個人情報データベース、③個人データ(ケース記録)、保有個人データ等に分けられる。
- ・個人情報の中でも第三者に知られると人権を侵害する恐れのあるものをセンシティブ情報として、原則、取得、利用又は第三者提供のいづれも禁止とするガイドラインがある。

①匿名化、②本人同意、③個人データの第三者提供、④実習生の立場(実習生は、「委託先の従業者」に含む)

- ・専門職としての個人情報とのかかわり

SNSの利用などで、クライエントの個人情報不適切に扱うことがないよう具体的に注意喚起する必要がある。

③個人情報保護(実習生)

- ・実習生の個人情報の取り扱いについて、事前に実習生の同意を得る。
※実習指導者などのような情報を伝えるかについて、実習生との十分な打ち合わせが必要である。
- ・実習施設・機関での実習生の個人情報の取り扱いについて、打ち合わせしておく必要がある。
- ・実習生のセンシティブ情報については、「第三者提供を行わない」とするガイドラインに従う。
- ・実習担当教員が実習生のすべてを知っているとは限らないという前提がある。
- ・「第三者提供を行わない」というガイドラインに従い、実習指導担当教員が実習生について知り得た情報等を実習指導者に提供できないことがあり得ることを共通理解にする。
- ・実習施設・機関の要求(リスクマネジメント)と個人情報保護とのジレンマ

他に必要な個人情報情報の適切な取り扱いと保護

- ・実習においては、個人情報情報を適切に取り扱うことで、学びを得られるような取り組みが必要である。
- ・施設での出来事、実習中に知り得た情報等は、自宅で家族に話をしたり、友人に伝えたり、SNSに投稿したりすることは避けなければならない。
- ・実習生が自分自身の個人情報情報を適切に管理できるよう指導する。

8. (プライバシーの尊重と秘密の保持) ソーシャルワーカーは、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。(ソーシャルワーカーの倫理綱領)
7. プライバシーの尊重
7-1. 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。
7-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。
7-3. 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報情報を使用してはならない。
8. 秘密の保持
8-1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
8-2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
8-3. 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。
8-4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。
(社会福祉士の行動規範)

精神保健福祉士の倫理綱領 2018年6月17日改訂

3. (プライバシーと秘密保持) 精神保健福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し、その秘密を保持する。(精神保健福祉士の倫理原則)
3. プライバシーと秘密保持 精神保健福祉士は、クライアントのプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について秘密を保持する。なお、業務を辞めたあとも、秘密を保持する義務は継続する。 a 第三者から情報の開示の要求がある場合、クライアントの同意を得た上で開示する。クライアントに不利益を及ぼす可能性がある時には、クライアントの秘密保持を優先する。 b 秘密を保持することにより、クライアントまたは第三者の生命、財産に緊急の被害が予測される場合は、クライアントとの協議を含め慎重に対処する。 c 複数の機関による支援やケースカンファレンス等を行う場合には、本人の了承を得て行い、個人情報提供は必要最小限度にとどめる。また、その秘密保持に関しては、細心の注意を払う。クライアントに関係する人々の個人情報に関しても同様の配慮を行う。 d クライアントを他機関に紹介する時には、個人情報や記録の提供についてクライアントとの協議を経で決める。 e 研究等の目的で事例検討を行うときには、本人の了承を得るとともに、個人を特定できないように留意する。 f クライアントから要求がある時は、クライアントの個人情報を開示する。ただし、記録の中にある第三者の秘密を保護しなければならない。 g 電子機器等によりクライアントの情報を伝達する場合、その情報の秘密性を保証できるよう最善の方策を用い、慎重に行う。(精神保健福祉士の倫理基準)

④リスクマネジメント

- ・それぞれが「予防措置」と「対応措置」を明確にすること。
- ・養成校のリスク
 - ー実習単位の認定に必要な条件の確認
 - ー関係者の個人情報管理
 - ー実習中の事故に対して、緊急連絡・対応の体制
- ・実習生のリスク
 - ー対人・対物の損害(学研災・学研賠への加入)
 - ー実習生の実習中のけがや病気(精神状況等含む)
 - ー関係者(指導者、地域住民、クライアント等)とのトラブル(ハラスメント等含む)
 - ー実習の実施形態(通勤型・施設等宿泊型、地域滞在型)への対応
- ・クライアント、利用者等のリスク
 - ー不利益を受けていないかのモニタリング
- ・実習施設・機関等のリスク
 - ー第三者からの苦情、問題指摘、損害賠償の訴えへの対応
 - ー損害の補償について、契約(協定)で事前に文書化しておく。

他に想定されるリスクのマネジメント

- 自然災害(地震、津波、風水害等)の発生時の対応については、実習指導者と事前に打ち合わせ、合意しておく。
- 様々な感染症への感染リスクへの対応を検討する。
- ハラスメントの発生
- 個人情報へのリーク
- 施設や法人情報の外部へのリーク

養成校、実習施設・機関間における 実習指導体制の構築

- 実習依頼時の養成校と実習施設・機関間の契約(協定)等の取り交わし
- ① 契約(協定)等を取り交わす意義
- ② 契約(協定)等の内容等
- ③ 契約(協定)等を取り交わす手順と方法

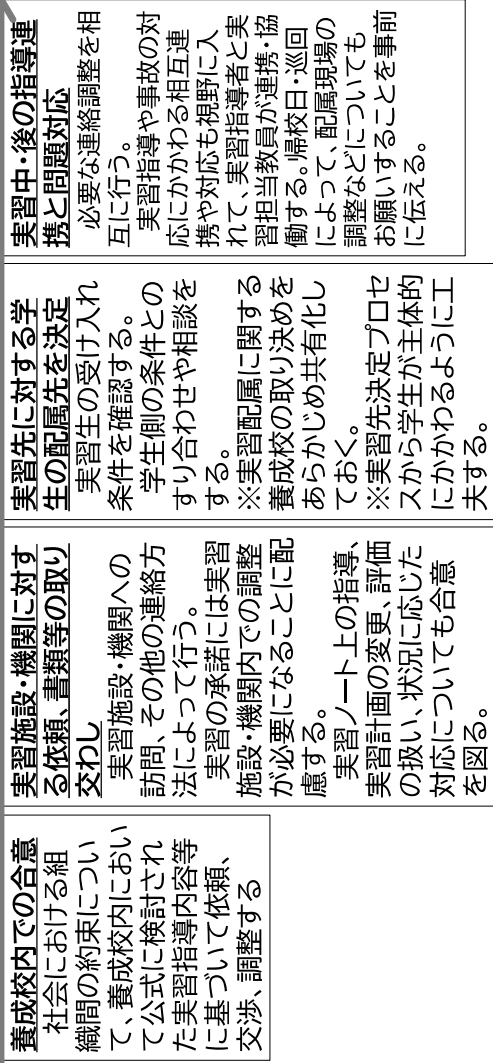
① 契約(協定)等を取り交わす意義

- 養成校と実習施設・機関の個別の状況に即して、実習実施にかかわる具体的な条件や約束、用件を確認する。
- 多様な施設・機関及び団体・組織が実習施設・機関となるため、より一層、個別の状況によって確認する必要性が高まる。
- 契約(協定)に示されている内容を実行できる能力や体制があるかどうかを評価し、責任を明確にする。
- 例えば、「自然災害等の発生時や警報の発令時に、実習生は誰の指示に従うのか」、などが明確になるようにする。

② 契約(協定)等の内容等

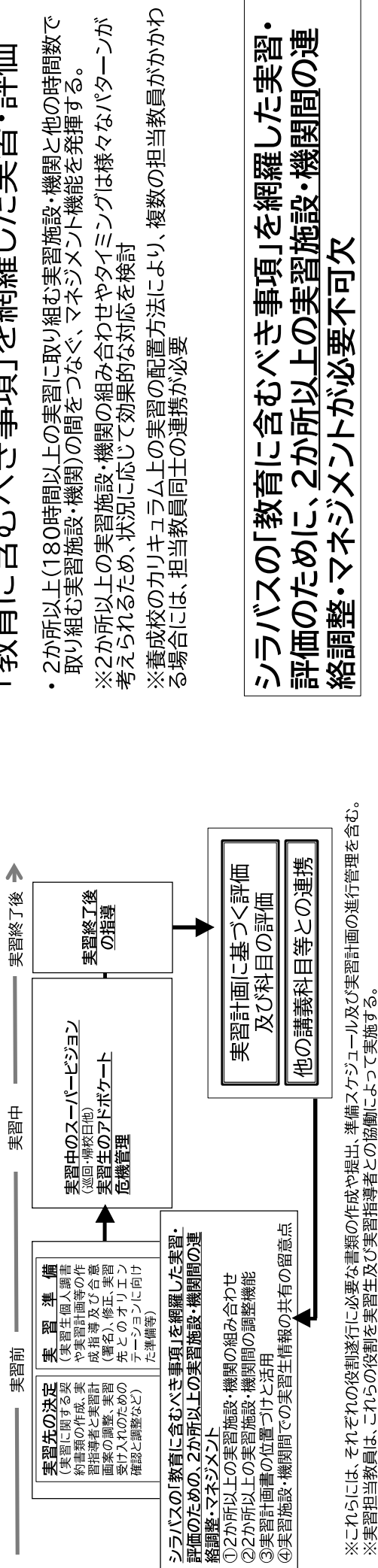
- 実習依頼時に確認が必要な内容等
 - ー 実習指導者の要件、日程、時間が資格付与の要件を満たしている証明が得られること。
 - ー 指導上の必要や、リスクマネジメントから必要な対応を図るための情報や合意の明示、実習生が加入している保険の内容および手続きの説明
- ※腸内細菌検査や抗体価検査については、養成校や実習施設・機関により、取り扱いが異なるため、検討や確認が必要。

③契約(協定)等を取り交わす手順と方法



ソーシャルワーク実習 担当教員の役割

実習担当教員の役割と実習指導プロセス

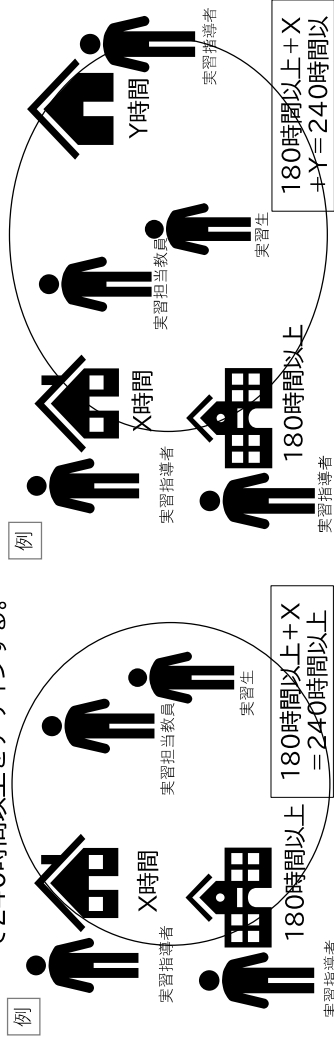


「教育に含むべき事項」を網羅した実習・評価

- ・2か所以上(180時間以上)の実習に取り組み実習施設・機関と他の時間数で取り組む実習施設・機関の間をつなぐ、マネジメント機能を発揮する。
- ※2か所以上の実習施設・機関の組み合わせやタイミングは様々なパターンが考えられるため、状況に応じて効果的な対応を検討
- ※養成校のカリキュラム上の実習の配置方法により、複数の担当教員がかかわる場合には、担当教員同士の連携が必要

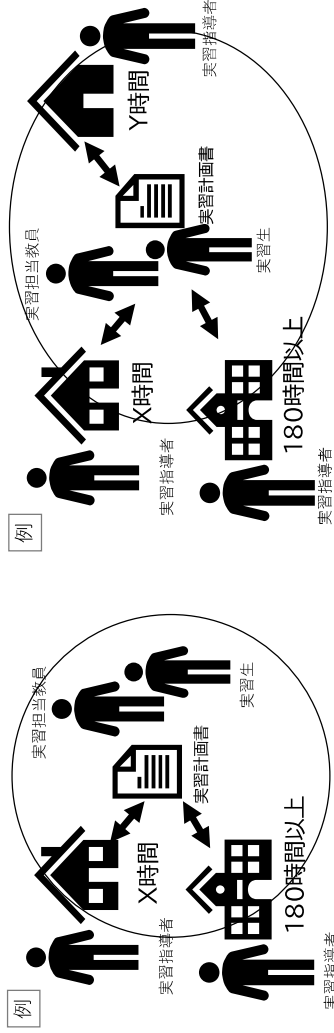
①2か所以上の実習施設・機関の組み合わせ

- 機能の異なる2か所以上の実習施設・機関、1つの実習施設・機関で180時間以上の実習、合計240時間以上
- 各実習施設・機関の基本実習プログラムを、事前把握しておく必要がある。
- 実習施設・機関の基本実習プログラム等を実習担当教員も一緒に考える。
- 2か所以上の実習施設・機関をどう組み合わせれば、実習生は「教育に含むべき事項」を網羅して実習し、評価を受けることができるか、実習担当教員は十分に考慮して240時間以上をデザインする。



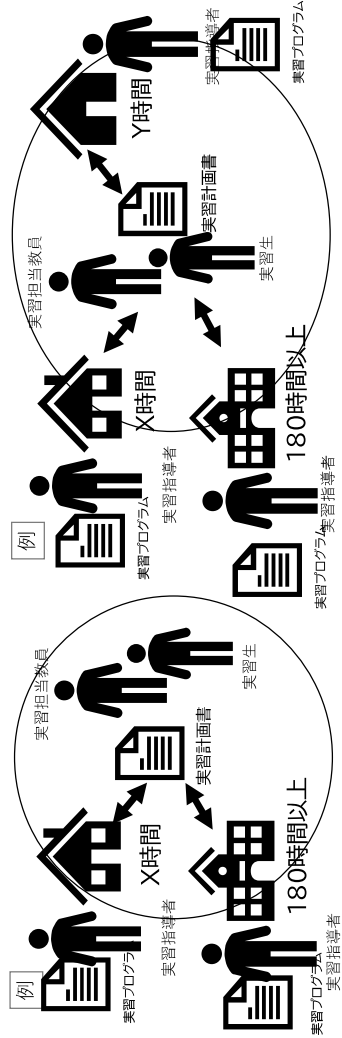
②2か所以上の実習施設・機関間の調整機能

- 実習担当教員は、実習計画書をツールとして最大限に活用し、教育に含むべき事項が網羅されるように、実習施設・機関間または各実習指導者間を調整する機能を発揮することが必要。
- 調整機能を発揮するために会議やミーティングなどを活用することもある。



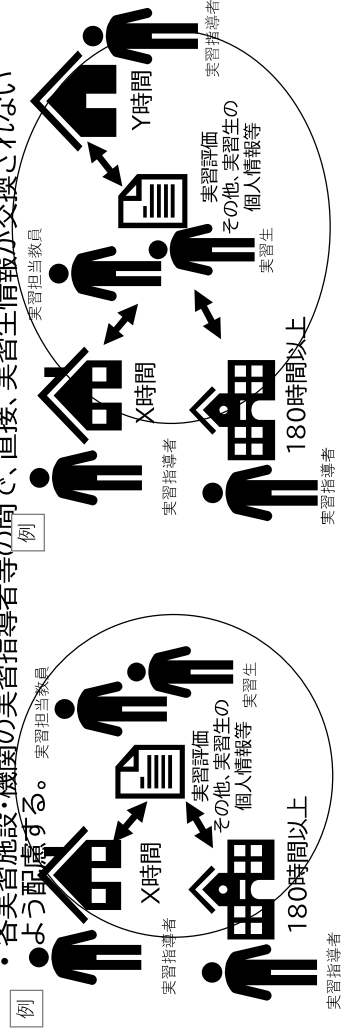
③実習計画書の位置づけと活用

- 実習担当教員は、2か所以上での実習の成果(実際の実施状況と達成度等)を把握する。その上で、240時間以上の実習で「教育に含むべき事項」がすべて網羅して評価できるよう、実習計画書の作成および修正を指導する必要がある。
- 実習目標(=「教育に含むべき事項」の習得)の達成に向けて、実習教育ガイドラインを参考に、実習計画書に具体的な実施内容を書き込むよう指導する。



④実習施設・機関間の実習生情報の共有の留意点

- 実習生情報(他の実習先での評価含む)を複数の実習施設・機関間で共有する際は、常に実習生の同意に基づいて行う。
- 他の実習先の実習生に対する評価は、実習の内容や実習指導者の実習生へのかかわりに大きな影響を与える可能性があることに留意する。
- 各実習施設・機関の実習指導者等の間で、直接、実習生情報が交換されないよう配慮する。



ソーシャルワーク実習教育 に活用する ツール、書類様式等

ICT(情報通信技術)の活用と留意点

(活用方法)

- ICTを活用した連絡体制を構築する。
- 巡回指導・帰校日指導を補助するスーパージョンの機会の確保にビデオミーティング(zoomやSkypeなど)を活用する。

(留意点)

- 個人情報の管理
- 画面の枠外の状況の確認とプライバシーの保護

実習指導マニュアルの作成

- 実習指導マニュアルの作成は、実習指導を組織的に実施するための仕組みの整備の一つ。
- 暗黙の了解によって実施されているマネジメントを明文化し、組織内の作業の標準化と質を確保する。
- 養成校内で共有すべき実習指導に関する考え方や価値観、あるいは信念を共通理解にするためのツールとなる。
- 教員が異動しても、一定の水準以上で実習指導を提供できるようにする。
- 限られた資源を有効に活用し効率よく業務を展開、生産性を向上するのにも役立つ。
- 直接的に実習教育にかかわっていない教員の理解を得るのにも役に立つ。
- 内容は、「養成校としての実習の位置づけ」「実習指導の流れや手順」「留意点」など

実習の手引き

(実習生／実習施設・機関配布用)

- 実習指導マニュアルをもとに、実習教育マネジメントの内容やプロセス、実習施設・機関と実習生、養成校との間で取り交わす書類について、わかりやすく示す。
- 実習に関する養成校の考え方や実習指導のあり方、リスクマネジメントに関する考え方について、実習の関係者間で共通理解を促すツールになる。

必要な書類とその様式について

- 実習依頼書
- 実習契約書(協定書)
- 承諾書
- 出勤簿
- 評価表等の実習後の証明
- 実習生の誓約書

(実習生の個人情報に関するもの)

- 健康状態証明書等
- 個人票(履歴書)

養成校の考えや方針を踏まえて、共通理解に基づいて書類の様式や文章を作成する必要がある。

ソーシャルワーク実習教育 マネジメントの現状と 組織の課題

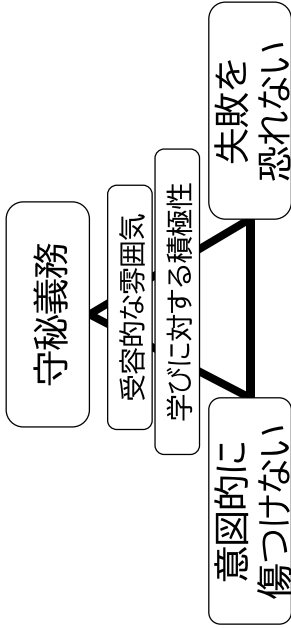
養成校調査の結果

- 現在実施中の養成校への調査を取りまとめ、報告します。

演習(4時間)

はじめに

- より質の高い実習指導を目指して
- 私たち自身が、常に学び続ける必要がある。

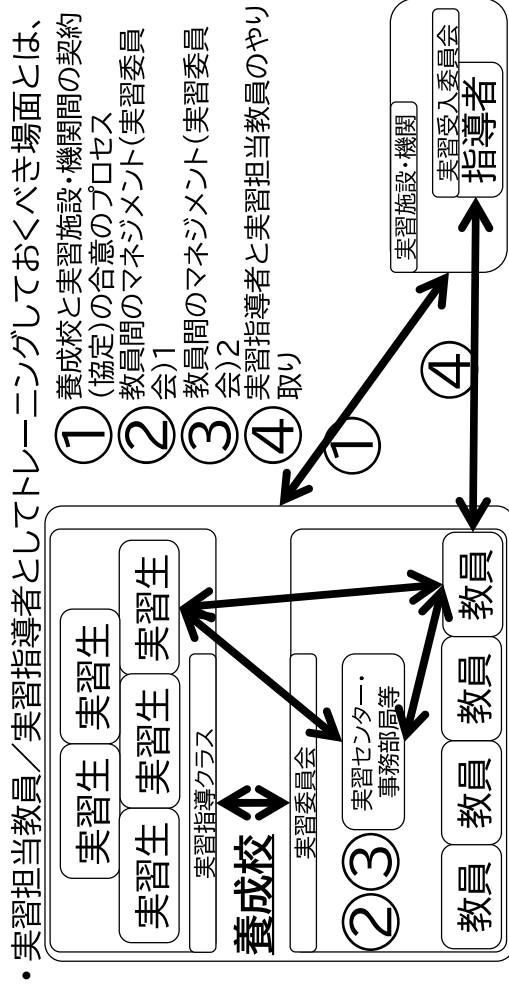


- メンバー同士で気づきあうことによる学び。

フィードバックの留意点

- フィードバックを通して、メンバー間の気づきを促し、学びを深める。
- 「素晴らしかったです」「良かったですと思います」では、気づきを促すことはできない。
- 具体的に、どのようなやり取りで何を感じたのか、メンバーに伝える。
- どうすればいいかというアドバイスではなく、何を感じたか、気づきあったかを伝える。
- ロールプレイの相手(グループのメンバー)を尊重する。

今日の演習でトレーニングするパターン



ソーシャルワーク実習担当 教員のマネジメント能力の 向上

①養成校と実習施設・機関間の契約(協定)の合意のプロセス

- ・実習依頼時に、契約書(協定書)の内容を実習施設・機関に説明する場面をロールプレイで実施する。

<資料>

- ・モデル契約書(協定書)

<ポイント>

- ・養成校としての実習の位置づけや考え方
- ・個人情報保護
- ・リスクマネジメント

①養成校と実習施設・機関間の契約(協定)の合意のプロセス

- ・実習指導者を演じる際、どの実習施設・機関の実習指導者を演じるかを次の例から決定し、実習指導者の視点でモデル契約書(協定書)を<ポイント>に焦点を当てて読み、実習担当教員への質問を考える。(5分)

実習施設・機関の例:

児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- ・2人組に分かれる。
- ・実習担当教員役・実習指導者役を順番に担当する。
- ・実習依頼にあたり、契約(協定)の合意に向けて、指導者からの質問を受け、説明する場面のロールプレイを実施する。(5分間)
- ・実習指導者役から、実習担当教員役の説明についてのフィードバック(1分)
- ・役割を入れ替わって、2回繰り返す。

②実習委員会での話し合い1

- ・実習施設・機関から、契約書(協定書)の内容について、問い合わせと修正依頼があり、実習委員会で対応を検討する。

<事例>

「(緊急時の対応)第6条養成校(乙)は実習受入施設・機関(甲)に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等に対して甲の判断で対応後、速やかに乙に連絡するものとする。」とあるが、この判断によって生じた実習生への損害等については、「養成校の責任」とすることを明記してほしいという連絡が入った。

<ポイント>

- ・実習委員会のマネジメント
- ・実習受入施設・機関との合意形成に向けた養成校内の意思決定

②実習委員会での話し合い1

- ・実習委員会のメンバーとして、自分の意見を検討する。(5分)
- ・3人組に分かれる。
- ・実習委員長と実習委員(2名)の役割を決める。
- ・実習委員長役が、どの種別の実習先から連絡がきたかの設定を決定する。

実習施設・機関の例:

児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など

- ・養成校としてどう対応するか、実習委員会で話し合う。(20分)
- ・自分たちの話し合いについて、気づいたことを1人1分で伝える。(3分)
- ・どのような結論になったかを全体に報告する。(1グループ2分×代表3グループ程度)

③実習委員会での話し合い2

- ・実習生から、「実習施設・機関でハラスメントではないかと疑われる報告があった」という実習担当教員の提案により、実習委員会で対応を検討する。

<事例>

帰校日指導の際に、「実習指導者から食事誘われたが、気が進まず断った。次の日から、実習指導者の態度が急に冷たくなり、スーパービジョンでも責められたり、つらくあたられることが増えた。」と学生から報告があり、ハラスメントではないかと考えたが、どう対応すべきか、担当教員から実習委員会に相談があった。

<ポイント>

- ・ハラスメントの判断と対応
- ・リスクマネジメント
- ・養成校としての意思決定

③実習委員会での話し合い2

- ・3人組に分かれる。
- ・実習委員長、実習委員2名の役割を決める。
- ・実習委員のうち、1名はハラスメントを疑って相談した教員(実習担当教員)、1名はその相談に対して「学生の思い込みではないか？被害者意識が強いのではないか？」と考えている教員とする。
- ・割り振られた役割に従って、どのように役を演じるかを考える。「ハラスメントを疑って相談した教員役」は訴えた実習生がどの実習施設・機関で実習しているか次の例から選ぶ。(5分)

実習施設・機関の例:

児童養護施設、特別養護老人ホーム、就労継続支援B型事業所、児童福祉協議会、地域包括支援センター、児童相談所、など、養成校としてどこかに判断するか、どのように対応するか、実習委員会での話し合いを行う。(20分)

- ・話し合いから、気づいたことを1人1分で伝える。(3分)
- ・どのような結論になったかを全体に報告する。(1グループ2分×代表3グループ程度)

④実習指導者と実習担当教員のやり取り

- ・「実習生が通勤に使用している自転車に書いてある住所から、施設の利用者が実習生の自宅を特定し、訪問してしまった」とどの連絡が実習指導者から入った。

<事例>

担当している実習生の実習受入施設から、「実習生が通勤に使用している自転車に書いてあった住所から、施設の利用者が実習生の自宅を特定し、訪問してしまった」と連絡が入った。実習指導者は、「このようなことはじめてで、今後どのように対応するべきか相談したい。施設内ではまだ話し合いができない。」と話している。

<ポイント>

- ・実習受入施設・機関のマネジメントのサポート
- ・養成校としてのリスクマネジメント

④実習指導者と実習担当教員のやり取り

- ・実習指導者として、どの実習施設・機関に所属しているかを下の例から選び、自分がどのような対応に困っているのかを考える。(5分)

実習施設・機関の例:

児童養護施設、児童自立支援施設、就労継続支援B型事業所、精神科病院のデイクケアなど

- ・実習担当教員として、この連絡を受けてどのように対応するかを考える。(5分)
- ・2人組に分かれる。
- ・実習指導者役、実習担当教員役に分かれる。
- ・実習指導者役から状況が報告され、実習担当教員役が対応する場面をロールプレイする。(5分)
- ・実習指導者役から実習担当教員役に対して、どのように感じたかをフィードバックする。(1分)
- ・役割を入れ替わり、2回繰り返す。

⑤全体の振り返り

- 3人組に分かれる。
- ①～④のロールプレイについて、気づきを共有する。(1人3分×3人)
- 3人から出た気づきをまとめて、報告者を決め、全体への報告に向けて準備をする。(5分)

⑤全体の振り返り

- 各グループから、全体に気づきを共有する。(1グループ3分程度)

まとめ

ご参加ありがとうございました。

実習指導方法論Ⅱ

ソーシャルワーク実習指導の内容

日本福祉大学 明星智美

本科目における重要用語とその定義

重要用語	用語の定義
実習プログラム (実習PGと表記)	実習に関する予定表・日程表であって、実習期間内にどのような順序や流れで体験し、学ぶのかを日々の実習項目として明記したもの(基本実習プログラムと個別実習プログラムの両方を包含する)
基本実習プログラム (基本PGと表記)	ソーシャルワーク実習の「教育に含むべき内容」を当該実習施設で実施する方法やプロセスを記載したもの(各教育内容のメニュー表的位置づけ)。実習生の具体的な実習予定を示すものではない。基本PGを基に実習生の実習方法に応じて個別PGが作成される。
個別実習プログラム (個別PGと表記)	基本PGをもとに、実習生の「実習期間、実施年次、他の実習先、実習計画」に応じて作成される具体的な実習項目と順序を設定した予定表・日程表。個別PGに基づいて各実習が実施される。
実習プログラミング	実習プログラムを作成する方法及び過程を意味しており、基本実習プログラムの作成と個別実習プログラムの作成が含まれる
実習計画(書) (計画書と表記)	実習生が作成する実習計画であり、事前訪問等で学生・実習指導者・教員の三者協議を行い完成させるもの ²

本科目の目的と目標

本科目の目的は大きく2つです。

1. 科目「ソーシャルワーク実習指導」の授業内容と方法の理解
 - ① 科目として教育に含むべき事項と、教育目標を説明することができるようになる。
 - ② 実習指導の授業方法の特質をふまえ、「実習前指導」「実習中指導」「実習後指導」の各期の授業計画を立てることができるようになる。
2. 実習指導者との協働による実習指導の理解形成
 - ① 実習指導者の作成する「実習プログラム」と実習の関係を理解し、実習生・実習指導者との三者協議を踏まえた「実習計画書」の作成指導ができるようになる。
 - ② 実習指導において実習指導者と協働すべき場面とその方法を選定することができるようになる。

本科目のアウトライン

本科目の講義展開は以下のとおりです。

1. ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像 (分)	I. ソーシャルワーク実習における実習指導の意義 II. ソーシャルワーク実習の実施バリエーション III. 実習指導: 授業方法の特徴
2. 実習前指導の内容と方法 (分)	I. 実習先決定までの実習指導 II. 実習先決定後の実習指導 III. 実習計画書の作成と三者協議
3. 実習中指導の内容と方法 (分)	I. 実習巡回指導の内容 II. 実習巡回指導の方法
4. 実習後指導の内容と方法 (分)	I. 実習後指導の内容 II. 実習後指導の方法 III. 実習調整会議

1. ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像

- I. ソーシャルワーク実習における実習指導の意義
- II. ソーシャルワーク実習の実施バリエーション
- III. ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

5

ソーシャルワーク実習における実習指導の意義

1. 実習指導の意義

- ①社会福祉士・ソーシャルワーカー養成の責任は、一義的に養成校にあり、教員の責任のもとで実習指導に取り組む必要がある。
- ②適切な実習目標の設定や計画策定等の実習前指導、実習中指導、実習終了後の振り返り等の指導があつてはじめて、実習生の学びが深まる。
- ③充実した実習の機会の提供のための実習指導者との連携は、養成校の教員は様々なソーシャルワークの実際を実践現場や地域から学ぶ機会となる。

2. 実習指導の目的

- ①社会福祉士になるための学びとしてなぜ実習が重要なのかを理解する。
- ②実習は単なる体験学習とは異なり、ソーシャルワークの業務や実践に必要な知識・技術を深めるということを理解する。
- ③座学で学んだ法律や制度、ソーシャルワーク技術等について、実際の現場、支援の文脈に関連付けて理解する。
- ④実習は限られた場所と一定の期間内の経験であることから、目的かつ計画的に学べるようにする。
- ⑤実習をとおして、自らの知識不足や理解の不十分さなどに気づくことで、事後学習の課題やその後の研究課題等の設定につながる。

ソーシャルワーク実習の教育内容（国通知）

教育に含むべき内容	
ねらい	① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づき支援を行うための実践能力を養う。 ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やソーシャル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価
④	利用者や関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 1 アウトリーチ 2 ネットワーキング 3 コーディネーション 4 ネゴシエーション 5 ファシリテーション 6 プレゼンテーション 7 ソーシャルアクション

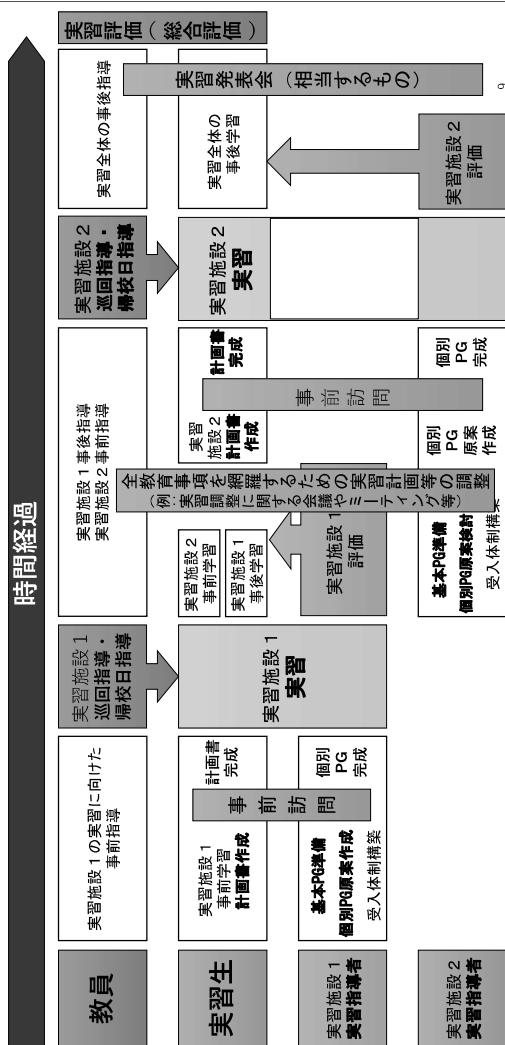
7

ソーシャルワーク実習指導の教育内容（国通知）

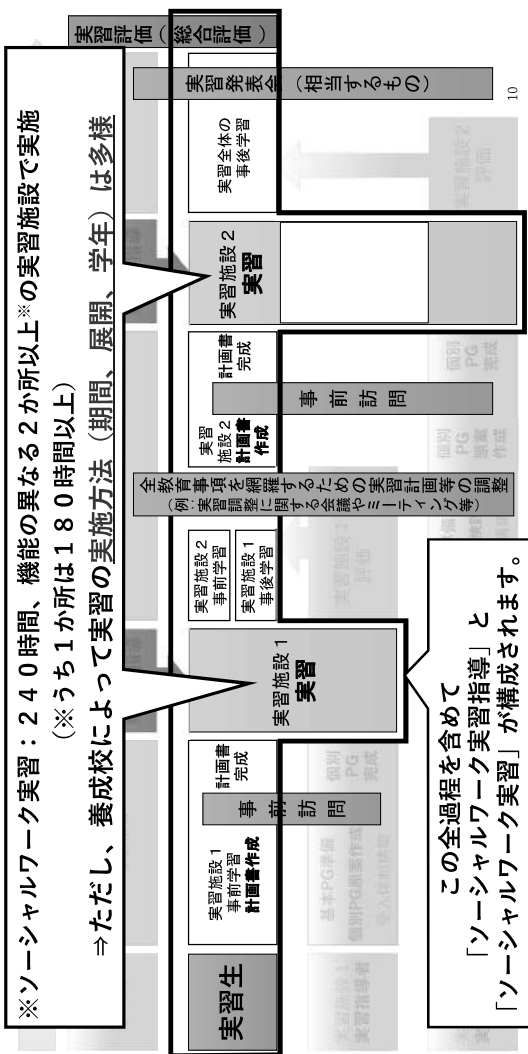
教育に含むべき内容	
ねらい	① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的な実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し体系的立てていくことができる総合的な能力を涵養する。
①	実習及び実習指導の意義（スーパービジョンを含む。）
②	多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習
③	実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解
④	実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解
⑤	実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解
⑥	実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解
⑦	実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解
⑧	実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価。
⑨	巡回指導
⑩	実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成
⑪	実習の評価及び全体総括会

8

基本的なソーシャルワーク実習の流れ（イメージ）



ソーシャルワーク実習・実習指導の全体像



ソーシャルワーク実習の実施バリエーション(例)

パターンA: 実習1が所目180時間⇐実習2が所目60時間実習

	180時間実習	60時間実習
A-1	2年次実施	3年次実施
A-2	3年次実施	3年次実施
A-3	3年次実施	4年次実施

パターンB: 実習1が所目60時間⇒実習2が所目180時間

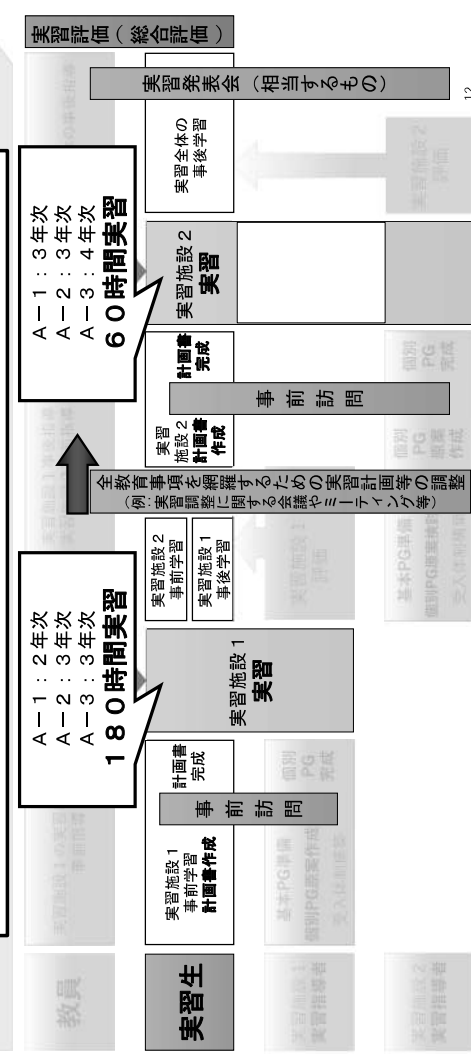
	60時間実習	180時間実習
B-1	2年次実施	3年次実施
B-2	3年次実施	3年次実施
B-3	3年次実施	4年次実施

※上記は福祉系4年制大学の例のイメージです。一般養成施設や短期大学の場合は学年のパリエーションが異なります

厚生労働省Ｑ&Ａで「１か所の実習期間が著しく短い場合には、充分な教育効果が期待できないことから望ましくない」とあり、極端な時間配分（230時間＋10時間等）は実施されないと思われます。ただし上記以外にも200時間＋40時間や3か所実習（180＋30＋30等）等、多様な実施があります。

多様なソーシャルワーク実習の実施 例1

パターンA：実習1か所目180時間⇕実習2か所目60時間



ジェネタリストとしてのソーシャルワーカーを養成するためのプログラム

ジェネタリストとしてのソーシャルワーカーの養成



ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

- ## 1. 「演習」的な授業方法（アクティブラーニング）
- 学生の能動的な参加を促す授業
ワークシートなどのツールの活用
調べ学習などの学習活動の活用
準備一参加一振り返りのプロセスで学びを深める
個人指導と小集団指導の組み合わせによる授業構成
- ## 2. 相乗的な教育効果を生む集団指導
- 実習事前準備の促進、実習中の学び合い（帰校日指導等）、
りと分かち合いなどの場面で、グループ活動を取り入れる
- 【教員の役割、留意点】
- ・ 学生の主体的な参加、発言を促す
 - ・ 学生が自ら考え、議論し、学びあう環境を保障する
 - ・ 学習のねらいと成果、他の科目で学んだ知識、技術等と
面的理解を促す

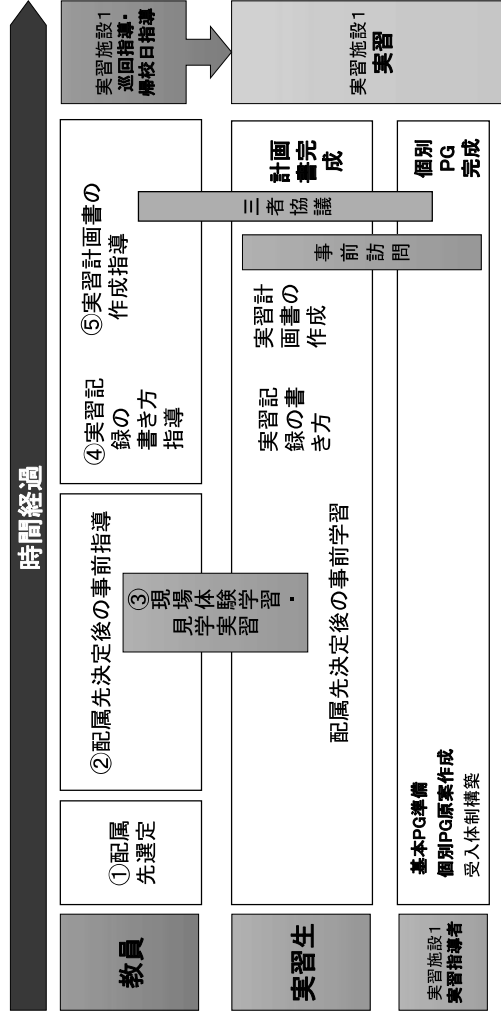
ソーシャルワーク実習指導：授業方法の特徴

3. 学生（実習生）個々の関心や課題を踏まえた個別指導
実習へのモチベーションを確認しその向上を図る
学生の関心や実習に向けた課題を確認し、言語化をたすける
実習における個々の課題を学生と共に抽出、対応策を考えることをたすける
4. 学生（実習生）・教員・実習指導者の三者協議
実習が、学生・教員・実習先の三者関係で成り立つことの理解のうえに、
実習プログラムと実習計画書の整合をはかり、実習目標等をより明確にする
ための三者協議を「実習指導」に含める
【教員の留意点】実習マネジメントとも関連して、「実習調整会議」など、
実習指導者との連携の強化が求められる
5. 実習指導者等との協働による授業
学外の実習指導者、援助職員等の授業参加（ゲスト講義等）、施設見学
【教員の役割】・ねらいの設定と結果の確認
・場面設定

2. 実習前指導の内容と方法

- I. 実習先決定までの実習指導
- II. 実習先決定後の実習指導
- III. 実習計画書の作成と三者協議

実習前指導のながれ



2. 実習前指導の内容と方法 (1) 配属先選定

配属先候補の提示
2か所以上の機能が異なる施設・機関の組み合わせ ①一法人内の機能が異なる複数の施設・機関 ②同市・町・地区内にある機能が異なる施設・機関 ③共通の対象者が関わるケースを連携・協働して支援している複数の施設・機関等

学生指導
①学生の適性を測り、実習に対するモチベーションを確認しておく ②実習施設・機関についての調べ学習等を促し、実習に行く目標設定を支援する ⇒「なぜ社会福祉士をめざすのか」「なぜ、その実習先を希望するのか」を問い、明確化、言語化を促す ⇒学生の希望を尊重するが、過度に種別にこだわらない指導も必要

指導展開(例)
○学生と教員との面談→調整→決定 ○希望調査→調整→決定 ○希望調査→学生と教員との面談→調整→決定 ○オリエンテーション→希望調査→見学実習→希望確認→調整→決定

2. 実習前指導の内容と方法

(2) 配属先決定後の事前指導

・学生が実習でよいパフォーマンスを発揮できるように必要な準備を理解してもらい、実習目標を立てるための準備の内容や方法を指導する

・厚生労働省通知のねらいや「実習教育内容・実習評価ガイドライン」(ソ教連)における教育目標が、実習の中に盛り込まれることを実習生が理解できることが重要

①実習先に関する基礎理解

【学習の項目】

ア. 実習施設・機関の概要

(沿革、設置理念、法的根拠、事業内容、職員・組織体制等)

イ. 地域社会の特性

ウ. 利用者と生活環境

エ. 実習分野が関わる法律・制度

【方法】

・ワークシート等を使った調べ学習

・実習先訪問やフィールドワーク等を行う調べ学習

・情報収集の方法に関する指導

②実習先で必要とされる価値・知識・技術の基礎理解

実習施設・機関におけるソーシャルワーク場面で求められる価値規範・

知識・技術に関する理解内容を再整理する

【学習項目】

①ソーシャルワークの専門性

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」「ソーシャルワーカーの倫理綱領」：実習場面をこれらに照らし合わせること

②「ソーシャルワーク実習」の国通知の教育内容（教育に含むべき事項）に示す技術の概念的な理解

③ブライバシーの尊重、秘密の保持

SNS問題等を具体的に取り上げる

2. 実習前指導の内容と方法

(4) 実習記録の書き方

実習における実習記録を作成する意義と活用を理解し、適切な実習記録を作成することができるよう指導する。

学習項目	指導内容	指導方法
1) 意義と活用方法	①ソーシャルワークにおける記録の意義、実習における記録の目的の理解 ②実習記録の目的として、以下の点の理解 ・実習の課題達成に向けて実践を進める手掛かり ・実習の進行状況の確認、自己評価のツール ・実習指導者が実習生の実践における学びを確認し、スーパービジョンに活用するツール ・学生と実習指導者のコミュニケーションツール ・教員が実習の展開状況、学習内容等を把握し、巡回指導等でスーパービジョンに活用	・他科目で既習の事項について想起し、再整理を促す ・実習記録の項目を示し、各項目が何のために必要なのかを問う

23

2. 実習前指導の内容と方法

(3) 現場体験学習・見学実習

実際に配属先を訪問することにより、利用者との交流の機会をもつことや、施設・機関の構造や設備を見学することを通じて、利用者の状況や配属先の環境などを理解する機会とする。職員と利用者とのかかわりを見て、学生が行動モデルとすることにもつながる。

【実施方法】

教員が引率する場合

学生が自分（たち）で訪問する場合

【学習内容】

終了後、学習したことをレポートにまとめて提出

＜基本的な項目＞

- ・目標
- ・体験内容
- ・見学内容
- ・考察
- ・目標達成度
- ・今後の取り組み

クラスでの発表（学びの共有）

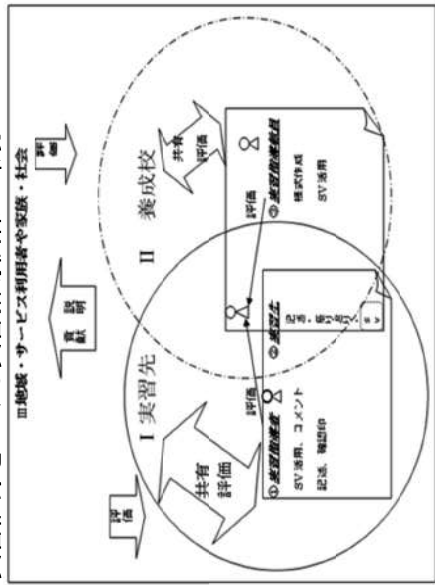
配属先の固有性・独自性とソーシャルワークの共通性・普遍性の理解を促す

22

2. 実習前指導の内容と方法

(4) 実習記録の書き方

実習記録をめぐぐる実習指導関係・環境



- ・実習記録は実習生のものであるが、実習生だけのものではないことを踏まえた具体的な書き方を指導する。
- ・実習生と実習指導者（実習先）、実習生と実習指導教員（養成校）に共有され、スーパービジョンに活用され、評価の材料となる。
- ・さらには、地域・サービス利用者・家族・社会への説明資料となる。

2019年度社会福祉士実習担当教員講習会
「実習指導方法論Ⅱ」資料

24

2. 実習前指導の内容と方法

(4) 実習記録の書き方

学習項目	指導内容			指導方法
2)実習記録の 様式と 記入方法	年 月 日 (日 月)	実習配属部署	実習指導担当者	・実習記録の項目を示す ・各項目が何のために 必要なのかを問う ・実習指導ガイドライン の項目との関係の説明 する ・項目ごとに、記入方法 を説明する
	本日の実習目標：実習PG、計画書にそったその日の目標を記入			
	時間	実習内容	実習のねらい	
	1日の体験内容を時系列で整理 6W1Hで客観的に記入	各項目でねらいとし たこと		
	実習記録（経過・所感・考察等） 本日の目標に関する場面の詳細（経過）、所感や考察を具体的に 記述			
	本日の目標がどの程度達成できたか／できなかったか、それはな ぜか を分析し、具体的に記入 明日の課題：考察を踏まえて、翌実習日の課題、達成のための方法 を記入			
実習指導者からのコメント				

2. 実習前指導の内容と方法

(4) 実習記録の書き方

学習項目	指導内容	指導方法
3)実習記録 作成上の 留意点	①正確性 実習の証拠としての記録、スーパービジョンや評価の資料として、 正確で読みやすい文章 ②訂正の方法 公的な文書に準ずるもの。ペン書きの修正では修正液等は不可 ③プライバシーへの配慮 利用者のプライバシーへの細心の注意、利用者の権利侵害になら ない配慮 利用者の氏名の表記方法は、アルファベットへの置き換えなど、 実習指導者の指示を仰ぐ ④メモの活用 実習中の気づき、考えたことはメモに記録することが有効だが、 利用者の前でメモや面接での同席の場合等は承諾を得る ⑤作成の場所と管理 実習記録は、実習先・自宅以外では作成しない（実習指導者の指 定する場所での作成） 日誌の提出方法は、実習指導者の指示を仰ぐ	・実習日誌の項目を示 して説明する ・過去の実習記録等を 加工して教材として 示す

2. 実習前指導の内容と方法

(5) 実習計画書の作成指導

・実習計画は、実習がより計画的・効果的に行われるように、教員の指導のもとで学生が作成する。 ・教員は、実習教育の意義・目的、学生の希望や学習状況、実習指導者が作成する実習プログラム の内容に照らして、より一人ひとりに適した実習計画の作成を指導する。 ・実習計画書は、実習における「達成目標」「行動目標」を明確にすることで、学生が何をめざし てどのような行動をするのかを意識して実習に取り組むためのツールとなる。 そのため、目標・実施・モニタリング・修正・改善・評価という実習のプロセスにおいて活用 されるものとなる。 ・実習計画の作成にあたっては、学生、教員、実習指導者の三者協議を行う。

2 か所実習となったことで

- ・それぞれの実習における目標設定
- ・2か所を通じて、すべての実習項目がもれなく実施されるように調整する必要がある
- ・1か所目の実習の課題を2か所目の実習に継続して取り組めるよう調整する必要がある

2. 実習前指導の内容と方法

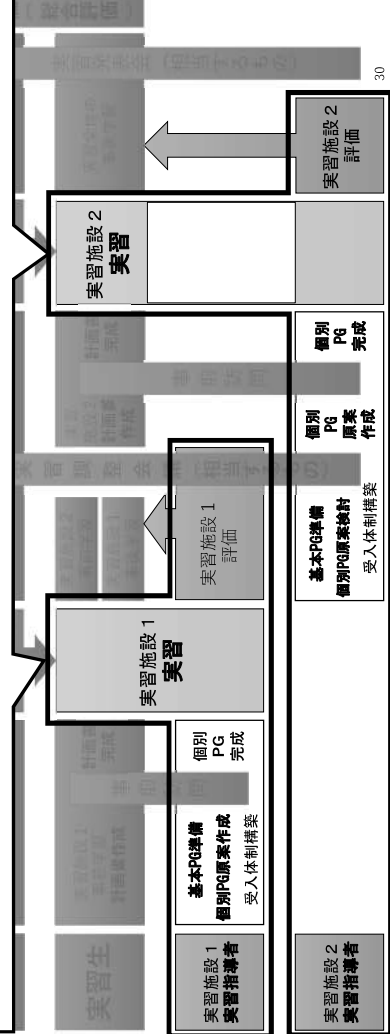
(5) 実習計画書の作成指導

学習項目	指導内容	指導方法
1)実習計画 書作成の 目的	①限られた期間、限られた条件のもとで、より計画的・効果的に 実習に取り組むことができるように、自分自身の実習を組み立 て、実習指導者等と共有することの理解 ②実習計画書は、実習を行う意義・動機、目指すゴール、そのた めの方法や手段としての希望する体験・経験内容について、学 生が主体的に考え作成するものであることの理解 ③実習計画書の作成は、事前学習の内容とも関連させながら、 十分な準備のもとで実習に臨むために必要な取り組みである ことの理解 ④体験・経験内容は、個人的な興味や単に「見たい」「知りたい 」というレベルにとどまるものではなく、ソーシャルワークカー ーとして必要な力をつけるためのものであることが必要であるこ との理解	・

実習プログラムとソーシアルワーク実習との関係性

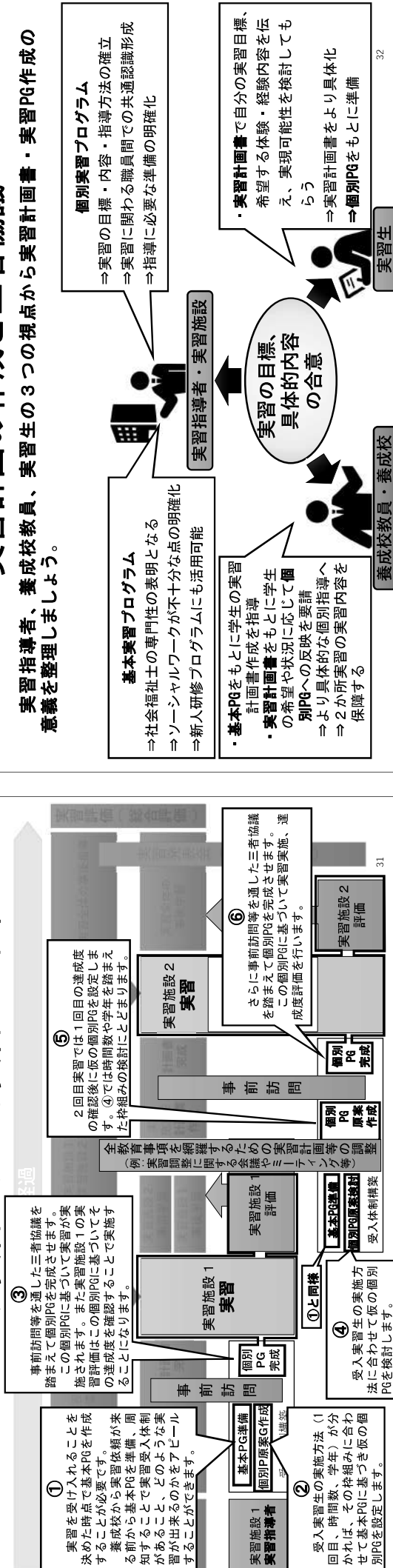
各実習は、実習プログラム（個別PG）に基づいて実施されます。

ここで重要な点は2か所での実習、つまり2か所の実習の個別PGを合わせたときに、
ソーシャルワーク実習における学ぶべき項目が網羅される必要があるということです。

29

実習計画の作成と三者協議

実習指導者、養成校教員、実習生の3つの視点から実習計画書・実習PG作成の意義を整理しましょう。



2. 実習前指導の内容と方法

(6) 事前訪問

事前訪問は、実習指導者とスーパーバイザー関係を結ぶ第一歩であり、実習指導者と実習内容などについて意見交換をしたり、実習に向けた具体的な確認を行ったりして、相互の認識を共有する機会である。学生が、目的意識をもって事前訪問に臨むためにも適切な準備が必要となる。

実施時期：実習開始のおおむね1か月半～2か月前

実施方法：学生が実習先を訪問することが一般的だが、実習事前説明会等に実習指導者の参加を求め、実習計画をめぐる三者協議を兼ねる方法もある

内 容：①実習計画の確認と調整

実習計画書を持参し、実習内容、方法、実施上の要望などに関する認識を共有する

実習計画書の内容の適切性、現実性、実施上の留意点などを実習前に合意できることをめざす

②実習施設・機関の見学、利用者、職員との出会い

③実習に関する確認事項

・実習先の概要 ・通勤の方法・経路、時間 ・必要経費
・実習中の過ごし方 ・実習初日までの準備

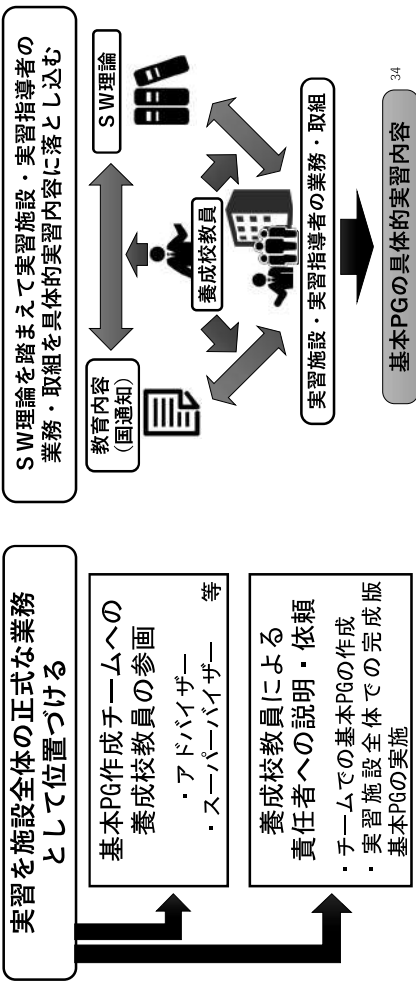
実施後の指導：「事前訪問報告」シートの提出やグループでの報告など

実習先から提示された準備課題などの取り組み方の指導 等

33

基本プログラム（基本PG）作成における 養成校教員との連携

基本PG作成において最後に押さえておきたいのが「養成校教員との連携」です。以下2つの目的に向けて養成校教員との連携が有効であると考えられます。



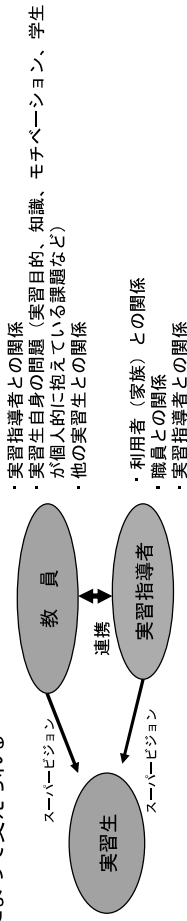
3. 実習中指導の内容と方法

(1) ソーシャルワーク実習における個別指導の位置づけ

実習は、実習指導者のもとで実習プログラムにそって展開されるが、実習機関・施設にすべて任せるのではなく、実習教育の一部を委任していると考ええる。

そのため、実習指導教員は、実習が効果的な学びの機会となるよう、実習指導者と協力しながら、実習中にも計画的に個別指導を実施する必要がある。

実習中の個別指導は、主として実習巡回によるスーパーバイジョンとして実施
実習中、実習生は、実習指導者からのスーパーバイジョンも受けており、**二重のスーパーバイジョン**の体制によって支えられる



・教員も実習指導者も、実習の遂行、実習生のソーシャルワーカーとしての成長を支える目的を持つ
・そのための計画的なスーパーバイジョンと、リスク等に対する個別の配慮として対応する場合がある

35

3. 実習中指導の内容と方法

I. 実習巡回指導の内容 II. 実習巡回指導の方法